

[事案 30-129] 入院給付金支払請求

・平成 31 年 3 月 28 日 裁定終了

<事案の概要>

外出日以降の入院について災害入院給付金が支払われなかったことを不服として、入院全期間分の給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

アキレス腱断裂により入院したため、平成 25 年 3 月に契約した定期保険の災害入院特約に基づき災害入院給付金を請求したところ、約款上の「入院」に該当しないとして、入院期間中に初めて外出した日以降の入院期間については給付金が支払われなかった。しかし、主治医からも通常よりも重篤な状態であったと告げられ、リハビリを必要としていたため、本入院の全期間について災害入院給付金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人のアキレス腱断裂の状態は、特別重症であったとは認められない。
- (2) 外出日以降の入院は、約款所定の「自宅等での治療が困難なため」という要件を満たさない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、外泊の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。また、医学的判断の参考とするため、独自に第三者の専門医の意見を求めた。

2. 裁定結果

上記手続の結果、外出日以降の治療は通院によっても可能であったと考えられ、保険会社において災害入院給付金の支払義務があるとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。